

指定地域密着型通所介護 運営規程

社会福祉法人 光優会

(事業の目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人 光優会（以下、「法人」という。）が経営する指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業（以下、「事業」という。）を利用する要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して常に要介護者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、介護保険法その他の法令、「総社市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年3月25日総社市条例第15号）」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 通所介護 光憂館

(2) 所 在 地 岡山県総社市日羽456番地1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 常勤1人（業務に支障のない限り他の職種との兼務を行えるものとする。）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者の生活向上を図るため、利用者からの相談に応じるとともに、必要な助言、その他の援助等を行う。

- (3) 介護職員 1人以上(サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置する。)
介護職員は、利用者の入浴、食事等の介護サービスを提供し、又は必要な支援を行う。
※ 生活相談員又は介護職員のうち1人以上を常勤とする。
- (4) 機能訓練指導員 1人以上
機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間
- ①地域密着型通所介護： 9時25分から16時35分
 - ②第1号通所事業： 9時25分から16時35分
- 所要時間については、上記を基本とするが心身上の都合等やむを得ない事情の場合は短時間の提供も可能とする。
- ア 所要時間7時間以上8時間未満
 - イ 所要時間6時間以上7時間未満

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、10名とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事の提供
 - (2) 入浴サービス
 - (3) 日常生活動作の機能訓練
 - (4) 健康状態チェック
 - (5) レクリエーション
 - (6) 送迎
- 2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。
- なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
- (1) 事業の実施地域を越えてから、片道10キロ未満 100円
 - (2) 事業の実施地域を越えてから、片道10キロ以上超えてから5kmごとに 50円

- 3 食費は、一食当たり 635 円を徴収する。但しおやつ代を含む。指定のおやつ以外の嗜好に沿うおやつを提供する場合には別途 150 円を徴収する。
- 4 おむつ代は、その実費を徴収する。
- 5 日常生活において通常必要となる費用であり、利用者が負担すべきと考え、費用及び行事等利用者の希望によるレクリエーションに参加する場合の費用は実費を徴収する。
- 6 正当な理由がなく地域密着型通所介護サービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 8 前項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。
- 9 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

（通常の事業の実施地域）

第 8 条 通常の事業の実施地域は、総社市全域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第 9 条 当事業所の利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

- （1）サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示する。
- （2）事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用し、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行う。
- （3）決められた場所以外での喫煙は行わない。
- （4）他の利用者の迷惑になる行為は行わない。
- （5）金銭等の管理は各自で行う。
- （6）事業所での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は行わない。

（緊急時等における対応方法）

第 10 条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、総社市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 1 1 条 サービスの提供に係る利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供したサービスに関し、国又は地方公共団体が行う調査に協力するとともに、国又は地方公共団体から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(非常災害対策)

第 1 2 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、年 2 回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 1 3 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(衛生管理等)

第 1 5 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

(虐待の防止に関する事項)

第 1 6 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

（運営推進会議）

- 第17条 当事業所の運営する地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、利用者、利用者家族、地域住民及び地域包括支援センターの職員に対し、単に運営上の報告を行うだけではなく、事業所が地域との関係を構築していくうえで、利用者が地域に溶け込み、また地域住民が事業所及び利用者を理解することで、共に暮らせる関係を構築し、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 2 運営推進会議の構成員は、利用者又は利用者の家族、地域住民の代表者及び地域包括支援センターの職員とする。
 - 3 運営推進会議の開催はおおむね6か月に1回以上とする。
 - 4 事業の活動状況を運営推進会議で報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴くこととする。

（その他運営についての留意事項）

- 第18条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 新任職員研修 教育研修規程 別表 新任職員研修計画による。
 - (2) 継続研修 適宜実施
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 事業所は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、社会福祉法人 光優会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

本規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は、2024 年 8 月 19 日から施行する。

本規程は、2025 年 5 月 1 日から施行する。

本規程は、2026 年 8 月 1 日から施行する。